当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率
とする。 一　法第四十四条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）を下回り、かつ、名目手取り賃金変動率を下回る場合　名目手取り賃金変動率 二　物価変動率が一を下回り、かつ、名目手取り賃金変動率を上回る場合　物価変動率	とする。

第十二条第一項の表平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第二項第一号の項を削り、同表平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第三項の項及び平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第四項の項を次のように改める。

平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第三項	物価変動率が	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率（当該物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において「物価変動率」という。）が	
法第四十四条の三（法第四十四条の五		適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	
平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第四項	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る	
法第四十四条の四（法第四十四条の五		適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率	
	とする。 一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率 二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率		

第十四条第一項の表なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項の項からなお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第四項の項までを次のように改める。

なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る	
第四十四条の二（第四十四条の三から第四十四条の五まで		適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで	
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率	
	とする。 一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合　名目手取り賃金変動率 二　物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合　物価変動率		
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第三項	物価変動率が	物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。）が	
第四十四条の三（第四十四条の五		適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第四項	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る	
第四十四条の四（第四十四条の五		適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率	
	とする。 一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率 二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率		

第十七条第一項の表改正後厚生年金保険法第四十三条の二第四項の項中「第四十三条の二第四項」を「第四十三条の二第三項」に改める。